様式 10

の施設基準に係る患者の重症度、 医療・看護必要度に係る届出書 添付書類(新規・7月報告)

(該当するものを〇で囲むこと)

1 入院基本料等

- (1) 評価に用いる重症度、医療・看護必要度の評価票(該当に○) (Ⅰ ・ Ⅱ)
- (2) 届出事項(該当に〇)
- (入院料等の届出の変更 ・ 入院料等の届出及び評価方法の変更 ・ 評価方法の変更)
- (3) 直近3月の実績

	届出	届出の		入院患者の状況(直近3月) (年月~年月)						
届出				1	重症度、医療・看護		重症度、医療・看護		6	
				入院患者	必要度I		必要度Ⅱ		⑤から③	
入院料	区分	加算 (該当に	届出	延べ数	2	3	4	5	を差し引	
(該当に ○)	(該当に ○)	(談当に	病床数		①のうち	該当患者	①のうち	該当患者	いた値	
	()				基準を満	割合	基準を満	割合		
					たす患者	(2/1)	たす患者	(4/1)		
					の延べ数		の延べ数			
一般病棟 入院基本料	急性期一般入院料 1	看 護 必 要 度加算								
又は	急性期一般入院料2	一般病棟								
専門病院	急性期一般入院料3	看護必要								
入院基本料 (がん・循環	急性期一般入院料4	度評価加 算								
器)	急性期一般入院料5	7. W 40 =								
又は	急性期一般入院料6	急性期看護補助体	床	名	名	%	名	%		
特定機能 病院入院	急性期一般入院料7	制加算								
基本料	地域一般 入院料1	看護職員								
又は	7対1	夜間配置 加算								
結核病棟入	10 対 1									
院基本料(7対1)	13 対 1	看護補助加算1								

2 総合入院体制加算

- (1) 評価に用いる重症度、医療・看護必要度の評価票(該当に○)(Ⅰ ・ Ⅱ)
- (2) 届出事項(該当に〇)
- (入院料等の届出の変更 ・ 入院料等の届出及び評価方法の変更 ・ 評価方法の変更)
- (3) 直近3月の実績

	届出病床数	入院患者の状況(直近3月) (年月~年月)						
届出の		① 入院患	重症度、图		重症度、医必要原	⑥ ⑤から③を		
加算		者 延 べ数	② ①のうち基	③ 該当患者割	④ ①のうち基	⑤ 該当患者割	差し引いた 値	
(該当に○)		奴	準を満たす	合	準を満たす	改当思有剖	世	
			患者の延べ 数	(2/1)	患者の延べ数	(4 / 1)		
総合入院体制加算 1								
総合入院体制加算2	床	名	名	%	名	%		
総合入院体制加算3								

3 特定入院料

- (1) 評価に用いる重症度、医療・看護必要度の評価票(該当に○)(Ⅰ ・ Ⅱ)
- (2) 届出事項(該当に〇)
- (入院料等の届出の変更 ・ 入院料等の届出及び評価方法の変更 ・ 評価方法の変更)
- (3) 直近3月の実績

	届出 区分 (該当に ○)	届出病床数	入院患者の状況(直近3月) (年月~年月)							
届出 入院料 (該当に〇)			① 重症度、医療・看護			重症度、	6			
			入院患者 必要度 I			必要	⑤から③			
			延べ数	2	3	4	5	を差し引		
				①のうち	該当患者	①のうち	該当患者	いた値		
				基準を満	割合	基準を満	割合			
				たす患者	(2/1)	たす患者	(4/1)			
				の延べ数		の延べ数				
脳卒中ケアユニット	入院料 1									
入院医療管理料	管理料 1									
又は 地域包括ケア	入院料 2									
病棟入院料	管理料2									
又は	入院料3	床	名	名	%	名	%			
特定一般病棟	管理料3									
入院料	入院料4									
又は	管理料4									
特定一般病棟	一般病棟看護									
入院料の注7	必要度評価加算									

[記載上の注意]

- 1 評価に用いる重症度、医療・看護必要度の評価票について、I又はⅡ を○で囲むこと。
- 2 届出事項について、「入院料等の届出の変更」、「入院料等の届出及 び評価方法の変更」又は「評価方法の変更」のいずれかを〇で囲むこと。
- 3 看護補助加算1のうち、当該様式の届出を要するのは、地域一般入院 料1又は2若しくは13対1入院基本料であること。
- 4 届出入院料欄の専門病院入院基本料に該当する場合には、必ずがん又は循環器のいずれかあてはまるほうを〇で囲むこと。
- 5 入院患者延べ数とは、算出期間中に当該届出区分を算定している病棟 に入院している延べ患者数をいう。なお、①の患者数に、産科、15歳未 満の小児の患者、短期滞在手術等基本料及び基本診療料の施設基準等(平 成 30年厚生労働省告示第44号)の別表第二の二十三に該当する患者は 含めない。また、退院日の患者については、入院患者延べ数に含めない。
- 6 重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者とは、別添6の別紙7の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票Ⅰ又はⅡを用いて評価を行い、入院料等の基準に該当する患者をいう。
- 7 一般病棟と結核病棟を併せて1看護単位としている場合、重症度、医療・看護必要度の算出にあたっては、結核病棟に入院している患者を一般病棟の入院患者とみなし、合わせて計算することができる。
- 8 一般病棟用の重症度、医療・看護必要度に係る院内研修の実施状況が 確認できる書類を添付すること。
- 9 7月報告時には、評価に用いる重症度、医療・看護必要度の評価票について、I又はⅡを○で囲むこと。なお、Ⅱを選択する場合には、直近3月の実績に関する報告は不要であること。